

# 国民年金からのお知らせ



**20歳になったら必ず  
国民年金に加入しましょう**

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日に日本年金機構から通知が届きますので、すみやかに市役所<sup>☎</sup>の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者として国民年金にも加入していませんので、手続きは不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』、学生以外の人については保険料の納付が免除または猶予される『免除制度』や『若年者納付猶予制度』です。この猶予（免除）を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。（一部免除の場合には残りの保険料を納めないで未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります）

なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度などを申請する人は、市役所<sup>☎</sup>の国民年金担当係で手続きをしてください。

くわしくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

問合せ▼高崎年金事務所（☎322-7731）

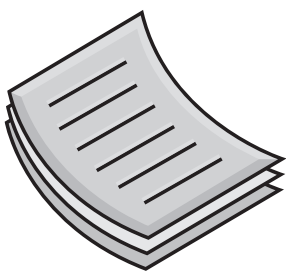


**「公的年金等の源泉徴収票」  
が送られます**

老齢を支給事由とする年金を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。この源泉徴収票には、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。（介護保険料などが年金から特別徴収されている場合の源泉徴収額は、支払われた年金額から介護保険料額などを控除した後の金額で計算されています）年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続きをする際にこの源泉徴収票が必要になります。

もし、1月末日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書など本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参のうえ、住所

地を管轄する年金事務所まで再発行の手続きをしてください。なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。



問合せ▼高崎年金事務所お客様相談室

（☎322-7753）